

東京都公安委員会告示第 2,127 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 14 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 8 月 12 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 CaSaDoリアルティ
ARASHIRO SANTANA KUBOTA GABRIELA MAYUMI
夏目 和平治
松田 昇平
矢崎 啓太
株式会社ケーアールネット
株式会社 日本飲食産業
スカイメディア 株式会社
前田 侑輝
GS Enterprise 合同会社
GS Enterprise 合同会社
GS Enterprise 合同会社
GS Enterprise 合同会社
アイワックス 株式会社
大根 慎也
中本 正昭
ARASHIRO SANTANA KUBOTA GABRIELA MAYUMI
岩品 孝
小松 玲皇

放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-106-260624-210580)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-108-260615-203413)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-108-260623-201128)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-111-260606-209223)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-111-260618-428685)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-219-260305-202783)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-331-260615-206841)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-437-260614-409133)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-438-260612-205125)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-440-260616-203486)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-440-260617-413098)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-440-260618-203499)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-440-260621-202233)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-558-260613-402028)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-667-260527-202057)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-771-260527-203557)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-773-260616-206702)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-883-260526-465520)
放置違反金の納付命令に関する件 (第 30-892-260622-201676)